

保険約款はインターネットでご提供します。

詳しくは当社ホームページ ▶ <https://www.nisshinfire.co.jp/>

※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の証券をお届けします。

告知義務と通知義務について

●ご契約締結時にご注意いただきたいこと(告知義務)

ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書等に★または☆印で示した事項)について、当社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書等に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

主な告知事項

・基礎数値申告区分 ・補償内容の全部または一部が同様となる他の保険契約または共済契約の有無(有の場合はその内容) など

●ご契約締結後にご注意いただきたいこと(通知義務等)

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、告知事項のうち申込書または保険証券等に☆印で示した事項に変更がある場合に、当社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券等に記載されたこれらの事項に変更がある場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
また、保険証券等に記載の住所または通知先に変更がある場合に、ご通知いただかなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず当社へご連絡ください。

ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいこと

●補償の重複について

ご契約にあたって、補償内容が同様の保険契約(特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●事故の通知について

この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または当社へご連絡ください。

①事故の状況 ②事故発生日時、事故場所 ③補償対象者の氏名 など

●日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-232-233 (受付時間:24時間・365日)

●カスハラおまもりパッケージ

カスハラおまもりパッケージのサービスの内容は、予告なく変更または終了する場合があります。

①カスハラ相談窓口・カスハラ対応支援

- ・このサービスは、株式会社ヴァンガードスミスが提供します。
- ・以下のご相談・クレームはこのサービスをご利用できない場合があります。
 - a. ご契約者さまでの初期対応が行われていない案件
 - b. 商品・製品の機能や品質に関する内容
 - c. 具体的な契約内容・条件に関する内容
- ・事件性・紛争性のあるカスハラ事案*の対応は行いません。
 - ※暴力行為、脅迫、刑事事件性のある事案、または訴訟・調停・示談交渉等の紛争性を有する事案をいいます。
- ・このサービスの対応は、ご契約者さまの企業方針・見解に基づき行い、専門会社が独自の判断で対応方針を決定するものではありません。
- ・このサービスは、法的な判断・交渉を行うものではありません。
- ・このサービスは、事案収束を支援するものであり、一定の結果を保証するものではありません。

②研修の提供(有償)

- ・このサービスは、株式会社ヴァンガードスミスが提供します。
- ・実践的な訓練を行うため対面での実施となります。
- ・会場はご契約者さまにてご準備をお願いします(ご契約者さまの会議室や実店舗での実施も可能です。)
- ・業種・業務内容・想定されるカスハラ事例に応じて、研修内容を調整します。

③補助金・助成金活用コンサルジュ

- ・このサービスに関するご相談は、株式会社VANJUSが実施します。
- ・社会保険労務士や行政書士の申請代行は成功報酬制となります。

サービス内容に関するお問い合わせはこちら

<https://www.nisshinfire.co.jp/kasuhara/service/>



●メンタルケアホットライン・休業職場復帰サポート

- ・このサービスは、東京海上日動メディカルサービス株式会社が提供するものであり、予告なく変更または終了する場合があります。なお一部の地域や日時によってはご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。また、プライバシーは厳守されますのでご安心ください。

※このパンフレットはカスハラから従業員をまもる保険(カスハラ費用補償特約条項付帯業務災害総合保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。
※取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
※保険料をお支払の際は、当社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(お支払い方法によっては領収証の発行を省略することがあります。)。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社にご照会ください。
※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会いただくか「普通保険約款・特約条項集」をご参照ください。
※当社はあらかじめお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268 9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。



カスハラから従業員をまもる保険

カスハラ費用補償特約条項付帯業務災害総合保険

カスハラから従業員をまもる保険

2026年10月新設



カスハラへの対応は、プロに任せて、働きやすい職場へ!

カスハラから従業員をまもるには？

カスハラ対策が義務化されます。

労働施策総合推進法の改正(2026年10月1日施行)により、カスタマーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。

貴社が対応すべき項目

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 対応の実効性確保のために必要なカスハラの抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置

- マニュアル・規定の策定 ☒
- 社外への情報発信 ☒
- 再発防止策の策定 ☒
- 悪質ケースへの対処方針とその実行体制の整備 ☒
- 相談者のプライバシー保護 ☒
- 対応した従業員への不利益取り扱い禁止の徹底 ☒
- 従業員への研修・周知 ☒

■ 相談体制の整備

- 相談窓口担当者への教育 ☒
- 相談窓口設置 ☒

■ 事後の迅速かつ適切な対応

- カスハラへの対応 ☒
- 被害者(カスハラを受けた従業員)への対応 ☒



カスハラから従業員をまもる保険 でカスハラ対策！

従業員をまもるために以下のサービス・サポート体制をご提供します

カスハラおまもりパッケージ

- 困った... マニュアルや規定はどう作れば良いのか... **カスハラ対策マニュアルおよび啓発ポスターのひな形提供** 詳しくは P.4へ
- 困った... 従業員への周知や研修資料が作れない... **研修の提供 有償**
- 困った... カスハラ対応ができる人材がない... **カスハラ相談窓口** カスハラ行為者に対する適切な対応方法を助言します。 **おすすめ!** 詳しくは P.3へ
- 困った... 従業員にカスハラ対応の負担をかけたくない... **カスハラ対応支援** カスハラ行為者へ対応します。
- 困った... 費用負担が心配... **補助金・助成金活用 コンシェルジュ** カスハラ対応関連の補助金・助成金申請に関してサポートします。 詳しくは P.4へ
- 困った... カスハラ被害を受けた従業員のメンタルが心配... **メンタルケアホットライン** **休業職場復帰サポート** 詳しくは P.4へ

カスハラの事案解決にかかるさまざまな費用を補償します

【使用者賠償責任補償】
【雇用関連賠償責任補償】

詳しくは
P.5へ

【ハラスメント再発防止費用補償】
【法律相談費用補償】
【カスハラ等対応費用補償】

詳しくは
P.6へ

保険料 (年額)	集团扱契約以外	一時払	25,000円	分割払 (12回)	25,080円
	集团扱契約		23,750円		(参考:月額2,090円)

※保険期間や保険金額(支払限度額)等については、補償内容の概要(P.5)をご確認ください。

対応せずに放置した場合、
行政指導や企業名公表のリスクがあります。

CHECK!



カスハラおまもりパッケージ

不当・過剰なクレーム（カスタマーハラスメント）から従業員をまもれますか？

① カスハラ相談窓口 ② カスハラ対応支援

**カスハラおまもり
パッケージで安心!!**



① カスハラ 相談窓口

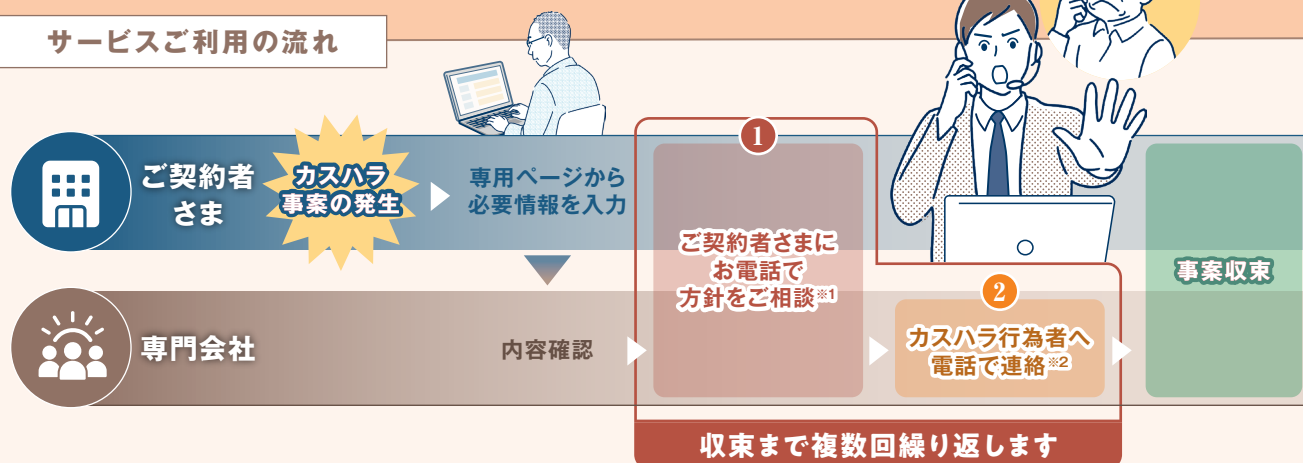
カスハラ行為者に対する
適切な対応方法を
助言します。

② カスハラ 対応支援

カスハラ行為者へ
対応します。

※このサービスは、カスハラ事案の対応でお困りの場合にご利用いただけます。必要に応じてご利用ください。
※このサービスをご利用いただいた場合でも、当社への事故報告に際しては、改めてカスハラ事案についてご説明いただく必要がありますので、ご了承ください。

サービスご利用の流れ



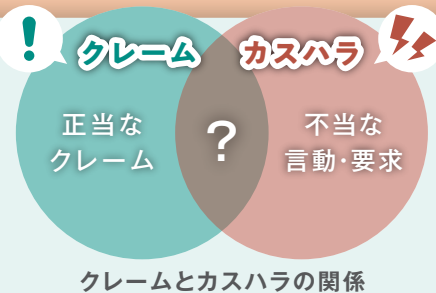
※1 専門スタッフより、ご契約者さまに事案の詳細やご意向（事案の対応方針）をお伺いし、対応方法の助言または対応支援の要否を確認します。
※2 ご契約者さまがカスハラ行為者への連絡をご希望ではない場合は、実施しません。また、複数回電話しても不通の場合は、SMSにて連絡します。

プロに任せて
安心!

**カスハラかクレームか、
判断に迷うケースはありませんか？**

判断に迷う事案が発生した際は、速やかにご相談ください。
カスハラおまもりパッケージでは、相談窓口を通じて
状況整理や対応方法に関するアドバイスをを行います。

※この相談窓口は、状況整理や対応方法について助言を行うものであり、個別事案の判断は行いません。



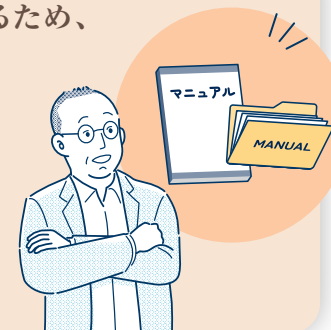
相談窓口から従業員の復帰サポートまで、トータルサポートが可能です!

③ カスハラ対策マニュアルおよび啓発ポスターのひな形提供

カスハラ対策の必要性が高まるなか、ご契約者さまの取り組みを支援するため、
実務に役立つツールをご提供します。

**カスハラ対策
マニュアル** 現場での対応方針や具体的な対処方法をまとめ、困った際に活用できる
「カスハラおまもりパッケージ」の案内も掲載した実用的なマニュアル

**啓発
ポスター** 顧客への注意喚起に活用できる、カスハラ防止のための啓発ポスター



④ 研修の提供 **有償**

カスハラ対策は、マニュアル整備だけではなく、継続的な研修による周知徹底が重要です。
元警察官の専門相談員による実践的な研修で、トラブルの未然防止から発生時の対応まで、
現場で求められる対応力を高めます。

**ご提供
価格** 『カスハラから従業員をまもる保険』ご加入者さま 特別プラン
基本料金:1講義(約90分) 135,000円(税別)(交通費・会場費別途)



⑤ カスハラ対策費(補助金・助成金活用コンシェルジュ)

人材育成や生産性向上の取り組みは、厚生労働省の各種補助金・助成金の対象となる可能性があります。
助成金を活用いただくことで、カスハラ対策に必要な費用の一部について負担軽減を図る
ことができます。

助成金の 具体例

「人材開発等支援助成金」
…業務に必要な知識・技能の習得に向けた取り組みが対象となります。
「働き方改革推進支援助成金」
…業務効率化や負担軽減につながる設備・機器の導入などが対象となります。
(出典) 2026年7月時点の厚生労働省HPを参考に作成

自治体独自の
支援制度にも
対応可能



具体的な内容や受給要件については、無料でご相談いただけます。
また、対象となる場合は社会保険労務士や行政書士を紹介し、申請代行を依頼することができます。

従業員のメンタルヘルスに関するサービス



メンタルケア ホットライン

ご契約者さま・従業員の皆さまが、メンタルヘルスについて、メール・電話・対面または
Web面談で臨床心理士へご相談いただけるサービスです。また、メンタルヘルスの不
調に関連して休業・復職した従業員への接し方などについてもご相談いただけます。



休業職場復帰 サポート

ご契約者さま(人事・労務担当者さま)が、メンタルヘルスの不調により休業した従業員
の復職に向けた準備について、一般的な考え方や留意点を保健師・看護師へご相談い
ただけるサービスです。

補償内容の概要

ご契約の条件	
保険契約者および記名被保険者	法人または個人事業主等の事業者
保険期間	1年
補償対象者	従業員、役員（個人事業主）等
保険料のお支払い方法	以下のお支払方法をご用意しています（ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。）。 口座振替 一時払 分割払 お客さまご指定の口座からの引き落とし クレジットカード払 一時払 分割払 二次元コードを読み取り、携帯端末でお手続き コンビニ払（後払方式） 一時払 コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で「払込票」によるお支払い 請求書払 一時払 「請求書」による当社指定口座へのお振込み 上記以外に現金払（一時払・分割払）によるお支払いも可能です。 ※分割払は12回払のみとなります。

ご注意

※ご契約にあたっては、貴社の労災保険法等における業種*1および直近会計年度の売上高*2をご申告いただきます。
直近会計年度の年間売上高が、10億円以下の場合にご契約いただけます。
*1 複数の業種がある場合は、最も売上高の大きい業種となります。
*2 複数の業種がある場合は、各業種の売上高合計となります。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
使用者賠償責任補償	従業員等がカスタマーハラスメントにより被った身体障害について、被保険者^(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、1災害について、正味損害賠償金^(注2)を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (注1) 被保険者とは次の方をいいます。ただし、②および③の方は、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および使用人 ③記名被保険者の下請負人およびその役員 (注2) 正味損害賠償金とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア.労災保険法等により給付されるべき金額（「特別支給金」を含みません。） イ.自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ.次の金額の合計額 (ア)法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 (イ)法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 (ウ)災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額があり、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 支払限度額（1名および1災害につき）1億円	①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意による身体障害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害 ③労災保険法等の暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを行っていない事業で発生した身体障害 ④被保険者と補償対象者または第三者との約定または災害補償規程等により負担する賠償責任 ⑤労災保険法の海外派遣者に該当する方のうち、特別加入を行っていない方が被った身体障害に対して負担する賠償責任 など
雇用関連賠償責任補償	日本国内において行われたカスタマーハラスメントにより生じた従業員等の精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者^(注1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、法律上の損害賠償金^(注2)を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。 (注1) 被保険者とは次の方をいいます。ただし、②および③の方は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の従業員 ③記名被保険者の役員 (注2) 法律上の損害賠償金には、不当解雇判決等により、雇用契約終了から損害賠償責任が確定した時までの賃金（退職手当を含みません。）の支払責任を記名被保険者が負担することによる支出を含みます。 支払限度額（1請求および保険期間中につき）1,000万円	①遡及日^(注)より前に行われた不当な解雇等 ②保険契約の保険期間の初日においてカスタマーハラスメントに起因する損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合 ③遡及日^(注)より前に被保険者に対し提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実 ④保険契約者または被保険者の故意 ⑤他人の身体障害（精神的苦痛によるものを除きます。）または財物の損壊、紛失、盗取もしくは搾取 など (注) 保険証券に記載された遡及日をいい、初年度契約の開始日となります。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合																											
ハラスメント再発防止費用補償	日本国内において行われたカスタマーハラスメントにより生じた従業員等の精神的苦痛等について、被保険者 ^(注) が法律上の損害賠償責任を負担する場合において、記名被保険者が再発防止に向けた措置を講ずるための費用を負担することによって被る損害に対して、ハラスメント再発防止費用保険金をお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。		P.5「雇用関連賠償責任補償」の②～④ など																										
	(注) 被保険者とは、雇用関連賠償責任補償に規定する被保険者をいいます。																												
	支払限度額（1回の事故につき）50万円																												
法律相談費用補償	次のいずれかに該当する保険事故が発生した場合において、被保険者 ^(注1) があらかじめ当社の同意を得て、弁護士または司法書士に法律相談を行うときにかかる法律相談費用に対して保険金をお支払いします。ただし、身体障害を被った人数または損害賠償請求者の人数にかかわらず支払限度額を限度とします。		①P.5「使用者賠償責任補償」の①～③および⑥ ②左記イ.またはウ.の保険事故について、雇用関連賠償責任補償特約条項第4条で規定する損害について生じた法律相談費用* ③初年度契約の開始前に行った法律相談と同一の原因から生じた一連の法律相談 など ※詳細につきましては「普通保険約款・特約条項集」をご参照ください。																										
	ア.従業員等が被ったカスタマーハラスメントに起因すると疑われる身体障害 イ.カスタマーハラスメントに起因する被保険者に対する損害賠償請求の発生 ウ.イ.の損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由の発生 (注1) 被保険者とは次の方をいいます。ただし、②および③の方は、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および使用人 ③記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人 ^(注2) (注2) ③で規定する「記名被保険者の下請負人の使用人」は上記イ.ウ.の場合のみ、被保険者に含まれます。																												
	支払限度額（1回の事故および保険期間中につき）100万円																												
カスハラ等対応費用補償	従業員等がカスタマーハラスメントを受けた場合に被保険者 ^(注1) 等が負担する次の費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、下表の支払限度額を限度とします。		①保険契約者、被保険者または補償対象者の故意 ②保険契約者、被保険者または補償対象者の重大な過失によるカスハラ ③初年度契約の保険期間の開始時より前に発生したカスハラによる損害 ④左記⑥について、被保険者と同居する親族に対する賠償責任を被ることによる損害 ⑤左記⑥について、初年度契約の保険期間の開始時より前に、第三者が身体障害または財物の損壊等の被害を受けた場合 など																										
	(注1) 被保険者とは次の方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の役員および使用人																												
	<table><tr><th colspan="2">お支払いする費用</th><th colspan="2">支払限度額</th></tr><tr><td>①カスハラを解決するために、被保険者が負担する弁護士費用</td><td></td><td colspan="2">1回の事故・保険期間中につき100万円</td></tr><tr><td>②カスハラを解決するために、被保険者が法律相談を行う場合の法律相談費用</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>③カスハラにより、記名被保険者が負担する信頼回復広告費用^(注2)</td><td></td><td>1回の事故につき10万円</td><td>保険期間中20万円</td></tr><tr><td>④カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受けた場合に、記名被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用</td><td></td><td rowspan="2">1回の事故につき50万円（イ.の費用については10万円）</td><td rowspan="2">保険期間中50万円</td></tr><tr><td>⑤カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受け、その直接の結果として就業不能となった場合に、記名被保険者が支払う次のいずれかに該当する費用^(注3) ア.補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用 イ.補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して生じた損失の拡大防止または軽減のために支出した営業継続費用^(注4)</td><td></td></tr><tr><td>⑥従業員等による業務の遂行等に起因して第三者が身体障害または財物の損壊等の被害を受けた場合に、カスハラの発生または拡大を防止する目的で行う初期対応として、記名被保険者が負担する見舞金または見舞品の購入費用で、その支出を証明する書類が提出されるもの</td><td></td><td colspan="2">1回の事故につき10万円</td></tr></table>		お支払いする費用		支払限度額		①カスハラを解決するために、被保険者が負担する弁護士費用		1回の事故・保険期間中につき100万円		②カスハラを解決するために、被保険者が法律相談を行う場合の法律相談費用				③カスハラにより、記名被保険者が負担する信頼回復広告費用 ^(注2)		1回の事故につき10万円	保険期間中20万円	④カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受けた場合に、記名被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用		1回の事故につき50万円（イ.の費用については10万円）	保険期間中50万円	⑤カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受け、その直接の結果として就業不能となった場合に、記名被保険者が支払う次のいずれかに該当する費用 ^(注3) ア.補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用 イ.補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して生じた損失の拡大防止または軽減のために支出した営業継続費用 ^(注4)		⑥従業員等による業務の遂行等に起因して第三者が身体障害または財物の損壊等の被害を受けた場合に、カスハラの発生または拡大を防止する目的で行う初期対応として、記名被保険者が負担する見舞金または見舞品の購入費用で、その支出を証明する書類が提出されるもの		1回の事故につき10万円		
お支払いする費用		支払限度額																											
①カスハラを解決するために、被保険者が負担する弁護士費用		1回の事故・保険期間中につき100万円																											
②カスハラを解決するために、被保険者が法律相談を行う場合の法律相談費用																													
③カスハラにより、記名被保険者が負担する信頼回復広告費用 ^(注2)		1回の事故につき10万円	保険期間中20万円																										
④カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受けた場合に、記名被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用		1回の事故につき50万円（イ.の費用については10万円）	保険期間中50万円																										
⑤カスハラにより従業員等が身体障害の被害を受け、その直接の結果として就業不能となった場合に、記名被保険者が支払う次のいずれかに該当する費用 ^(注3) ア.補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用 イ.補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して生じた損失の拡大防止または軽減のために支出した営業継続費用 ^(注4)																													
⑥従業員等による業務の遂行等に起因して第三者が身体障害または財物の損壊等の被害を受けた場合に、カスハラの発生または拡大を防止する目的で行う初期対応として、記名被保険者が負担する見舞金または見舞品の購入費用で、その支出を証明する書類が提出されるもの		1回の事故につき10万円																											
	(注2) 事故の直接の結果として落ち込んだ業務の信頼を回復するために行った広告宣伝活動に要した費用等をいいます。																												
	(注3) 就業不能期間（連続して業務にまったく従事していなかった期間をいいます。）が30日以上である場合で、かつ就業不能期間中に発生した費用であって、その額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限りま																												
	(注4) 補償対象者の業務を代替する労役を得るために支出した外注費や職場環境整備のための各種備品代等をいいます。																												

用語のご説明	カスタマーハラスメント（カスハラ）	記名被保険者の業務に関連して第三者により行われる、補償対象者に対する暴行、脅迫、強要、威力、性的な言動、不退去、偽計、風説の流布およびこれらに類似の行為をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者を言います。
	支払限度額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
	身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
	被保険者	保険契約で補償を受けられる方をいいます。
	法律相談	カスタマーハラスメントの発生を受け、法律上の損害賠償請求等について、弁護士または司法書士が法令に従い実施する相談業務をいいます。